梨県公

第千九百三十四号

平成二十一年 三月二十六日

> 木 曜

> > Ξ 縦覧場所 北杜市役所

日

兀 異議申立期間

平成二十一年四月二十四日から平成二十一年五月八日まで

山梨県告示第百一号

所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般の縦覧に供す 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事

横

内

正

明

目

次

示

県道 種類 道路の 停車場線 横手日野春 路 線 名 北杜市武川町山高字深田一四八 四一番の三地先から 北杜市武川町山高字大石田一三 一番の一地先まで X 間 (メートル) 延 五〇・〇 長 平成二十一 期日 供用開始の 六日 年三月二十

告 示

開発行為に関する工事の完了について.......

一 九

九

肥料の登録の失効......一九二 肥料の登録有効期間の更新......一九.

山梨県告示第百号

整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(長坂地区県営田園交流基盤 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第六項において準用す

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十一年三月二十六日

శ్ఠ

山梨県知事 横 内 正

明

縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

Щ

梨 県

公

報

第千九百三十四号

平成二十一年三月二十六日

平成二十一年三月二十七日から平成二十一年四月二十三日まで

山梨県告示第百二号

の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正

明

県道	種道類の
線 天神平	路
平里	線
府	名
の一地先から甲府市下帯那町河方三〇一八番	区間
_	父 延
_	メートル
•	ル長
年三月二十	期日開始の
•	

Ц
梨 県 公
公
報
第千九百三十匹号
力
百
<u>+</u>
U 둔
-
平
成
平成二十一
年
+
年三月二十六日

甲府市下帯那町椚田一〇七九番

の

一地先まで

山梨県告示第百三号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 所において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

県道	種道類路の
甲府笛吹線	路線名
○○番の一地先まで第吹市石和町小石和字横田二七三五番の二地先から第0十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	区間
	(メートル) 長
六年 平 日 月二十 十	期日 開始の

山梨県告示第百四号

路の供用を開始する。その関係図面は、 所において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正

明

	((香び一サケミー		
六日	つつ番かー也もまで、笛吹市石和町小石和字横田二七		
年三月	五五番の二地先から		
- 二二・〇 平成二十	笛吹市石和町小石和字横田二六	藤垈石和線	県道
(メートル) 期日 (メートル) 期日	区間	路線名	種道類路の

山梨県告示第百五号

六日

所において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事

横

内

正

明

県道	種 道類 路の
下	路
下部飯富線	線
	名
二七番の一地先まで南巨摩郡身延町宮木字河端二〇番の一地先から	区間
五四五・〇平成二	(メートル)延 長
六日 年三月二十 十	期日開始の

山梨県告示第百六号

部砂防課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備 第五十七号) 第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

土砂災害警戒区域

			中央市	市町村名
前山 4	前山 3	前 山 2	前 山 1	区域の名称土砂災害警戒
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類 原因となる自然 主砂災害の発生
			、図町省各)次の図のとおり	土砂災害警戒区域の表示

アヤグサ沢	関原川の3	関原川の2	南川	南川の2	浅利川	上手	ぬくえ の 2	ぬくえ	円光寺裏	水上	一の沢	山宮 の ₂	山宮	田見堂	高部 3	高部 2	高部 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊						

				_												
		中央市	市 町 村 名	土砂災害特別警戒区域	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中央市・市川										
前 山 3	前 山 2	前 山 1	区域の名称	警戒区域	谷坂川 2	谷坂川 1	船井川 3	船井川 2	船井川 1	大森川の1	大森川	大門川の2	大門川	上手川	三頭沢川	仲川
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流流
	(2)百省册)	次の図のとおり	れる衝撃に関する事項建築物に作用すると想定さ示及び当該自然現象により士砂災害特別警戒区域の表													

Щ 梨 県

報
第千九百三十四号
平成二
干
年三月
一十六日

11		アヤグサ沢	関原川の2	南川	南 川 の 2	浅利川	上手	ぬくえ の2	ぬくえ	円光寺裏	水上	一の沢	山宮 の ₂	山宮	田見堂	高部3	高 部 2	高 部 1	前 山 4
7	上口流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第百七号

三郷町・

市川

谷坂川

1

土石流

船井川

3

土石流

船井川

2

土石流

船井川

1

土石流

大門川

土石流

上手川

土石流

三頭沢川

| 土石流

谷坂川

2

土石流

部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、 第五十七号) 第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律 山梨県県土整備

平成二十一年三月二十六日

土砂災害警戒区域

山梨県知事	
横	
内	
正	
明	

中町村名
村名 上砂災害警戒 原因となる自然 原因となる自然 原因となる自然 原因となる自然 急傾斜地の崩壊 な 急傾斜地の崩壊 な お
称の原因となる自然の種類の原因となる自然を関係がある。
地 地 種な害の 前 崩 壊 気
(図面省略) 土砂災害警戒区域の表示土砂災害警戒区域の表示

その図面を山梨県県土整備部都市計画課に備え置いて縦	山梨県県土整備部都	図面を		、省略し、	。) 図面」は、	覧に供する。) (「次の図面」	
二十六日平成二十一年三月	次の図面のとおり	野岸	沢字袴着及び白野澤大月市富浜町大字鳥	沢 大 字 市	パーク 柱川ウェルネス	パー ク	
供用開始年月日	変更に係る区域		置	位	称	名	
内正明	山梨県知事横		ĺ] <u>}</u>	- - 4] 	
、告示する。 山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨	ਣ	定 し 基 で る の で	ハ ハ ハ ス 条 変 更 規 見	月 第 園 二 十 区 六 城	平成二十一年三月二十六日条例第二十一号)第二十六条の規定に基づた次のとおり都市公園の区域を変更するので、梨県告示第百八号	平成二十一年三県条例第二十一号) 次のとおり都市公 山梨県告示第百八号	県 山
	_				_		I
	流	土石流		谷渡北沢			
	流 流	土石流	沢	第二久渡沢	∽		
(図面省뻐)	急傾斜地の崩壊(図	急傾		広瀬 の 2	÷		
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊 次の図	急傾		広 瀬	÷	山梨市	
れる衝撃に関する事項建築物に作用すると想定さ示及び当該自然現象により土砂災害特別警戒区域の表	現象の種類 れる質		称 特別警戒	区域の名称出砂災害特別警戒		市町村名	
				戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災	_
	流 ————————————————————————————————————	土 石流		谷渡北沢	<i>∞</i>		
	流	土石流		谷渡川			

ıΣ 容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。 市町村に代わって県が設置した公共下水道の名称、工事の区域又は区間、 工事の内

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正

明

公共下水道の名称

工事の区域又は区間 北杜市特定環境保全公共下水道

=

北杜市須玉町大字大豆生田

工事の内容

Ξ

公共下水道の終末処理場の増設

兀 工事の完了の日

平成二十一年三月二十六日

山梨県告示第百十号

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所 (峡北支所を除 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成二十一年三月二十六日

く。) に備え置いて縦覧に供する。

道路の位置

甲斐市大垈字日向六七九番一、六七九番六、六八〇番六

山梨県知事

横

内

正

明

= 道路の幅員

Ξ 道路の延長

最大幅員六・一〇メートル

最小幅員六・〇三メートル

五九・七八メートル

公 告

• 肥料の登録有効期間の更新

料の登録有効期間の更新をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の肥

平成二十一年三月二十六日

山梨県告示第百九号

過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第十五条第一項の規定によ

Щ

梨 県 公 報

第千九百三十四号

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正

明

九

Щ

_	
t	l
_	

一五号 出梨県第	登録番号
料 物 副 質 産 肥 植	種 肥 類 料 の
リーンバイタルグ	肥料の名称
加 り 室素 二里一・砂 二・全 ○量 ※量 %	(%)
お 格 公 り の と 規	の 規 格 他
目二番二号 日二番二号 八日 社長 田村 秀 八日 社長 田村 秀 八日 北海製罐株式会 平成二十 北海製罐株式会 平成二十	所となっています。日本の代名の代名を表する。
八 六 平 日	有 効 期 限

肥料の登録の失効

録は、失効した。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、 次の肥料の登

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 二 梨 県 第	登録番号
体 乾 肥 燥 料 菌	種 肥 類 料 の
料 S A A R R R R R R R R R R R R R R R R R	肥料の名称
り の 四・ ○ 会 量 %	(%)
お 格 公 り の 定 と 規	の 規 格 他
原二九一三 一	所 又は名称及び住 生産業者の氏名
一 一 平 日 年 成 三 月 十	日 失 効 年 月

富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画の決定

公表する。 川水系笛吹川下流圏域河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第六項の規定により 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、富士

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正

明

務所及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県県土整備部治水課、中北建設事

• 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十一年三月二十六日

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

山梨県知事

横

内

正

明

富士吉田市新屋字中カジヤ作一五五二の一、一五五六の一、一五五〇の二、一五五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 〇の三、一五五七の三及び一五五七の六の区域

山梨県富士吉田市新屋千五百五十二番地一 バナ株式会社 代表取締役社長 石山

久 男